未裁定待期者用

60歳になる前に退職される皆さまへ

全国信用金庫厚生年金基金

あなたは、このたび信用金庫（または信用金庫の関連会社等）を退職され、当厚生年金基金（以下「基金」といいます）から脱退されることになりました。

加入員期間 10 年以上、または 55 歳以上で退職されましたので、基金からはあなたがこれまで毎月払い込まれた掛金に応じて、基本年金と加算年金または選択一時金を支給します。

このパンフレットでは、年金・一時金を受け取るための手続きや、そのしくみについてご説明いたします。

あなたが受け取れる年金・一時金

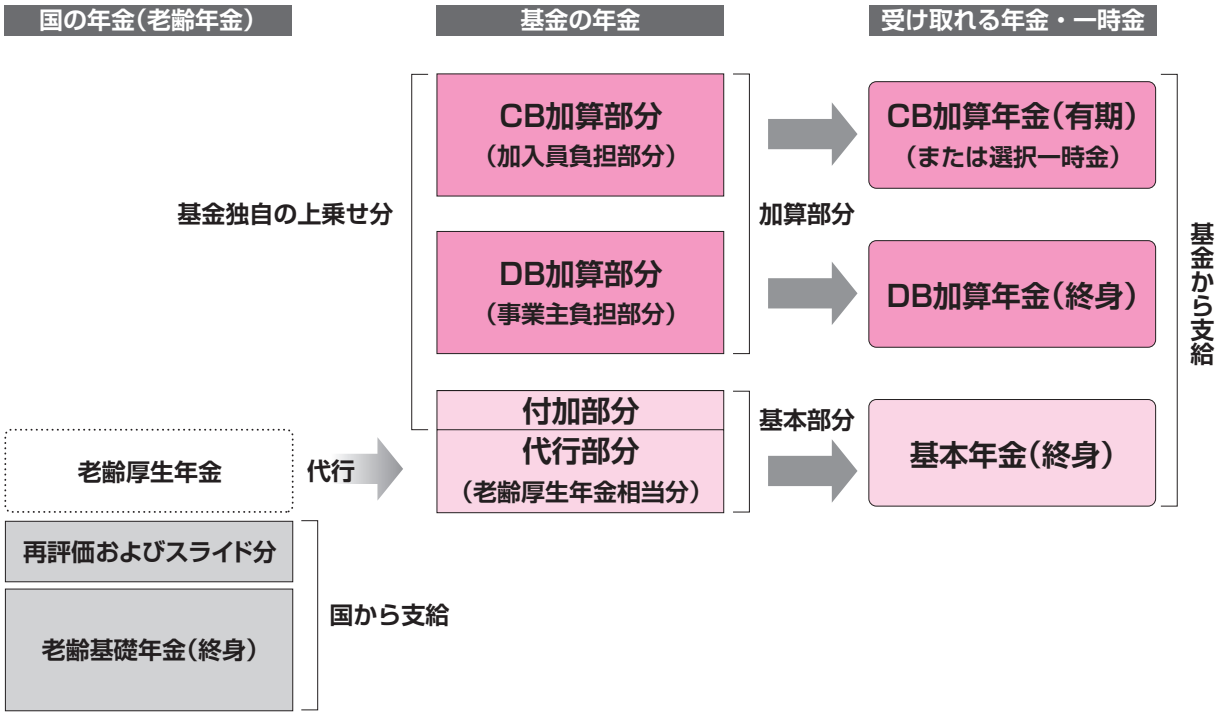

基本部分・・・・・・ 基金が国の老齢厚生年金の一部を国に代わって運営する「代行部分」に、基金独自の「付加部分」を上乗せした年金部分です。在職中の給与（ボーナスを含む）や加入月数に応じた年金額が60歳※から基本年金として終身支給されます。

※「代行部分」は国の老齢厚生年金の支給開始年齢に応じ60歳～65歳から、「付加部分」は退職していれば60歳から支給されます。

DB加算部分・・・ 事業主が掛金を拠出する年金部分で、退職後の生活の安定のために、公的年金を補完する役割を担います。在職中の給与や加入月数により年金額が決定する確定給付型の終身年金（15年保証期間付※）で、退職していれば60歳からDB加算年金として支給されます。

※保証期間とは生死にかかわりなく給付が保証される期間のことです。万一、保証期間経過前に亡くなられた場合は、残りの保証期間に応じた一時金を、請求権のあるご遺族に支給します。

CB加算部分・・・ 加入員拠出の掛金が積み立てられる年金部分で、老後のための貯蓄的な役割を担います。市場の金利動向に応じて、年金額が決定するキャッシュ・バランス・プランによる有期年金※で、60 歳から CB 加算年金として支給されます。

※万一、支給期間経過前に亡くなられた場合は、残りの支給期間に応じた一時金を、請求権のあるご遺族に支給します。

将来の年金額および一時金額については、基金の「年金・選択一時金試算回答票」をご参照ください。

※試算のご依頼は、基金の年金部へ（裏面参照）

CB加算部分の選択について

CB加算部分は、「年金・一時金裁定・改定請求書」の提出時に、将来年金で受けるか、または資格喪失時に選択一時金として受けるか選択していただきます。

① 将来CB加算年金として受ける（有期年金）
② 資格喪失時に全部または一部を選択一時金として受ける
※たとえば、50%選択一時金にすると、残りの50%が将来のCB加算年金になります。

基金の『年金・一時金裁定・改定請求書』の“CB加算部分の選択欄”への記入について

60歳以降にCB加算年金を受給する場合の記入例

CB加算部分の選択【対象者：資格喪失時の年齢が55歳以上の方、または加入員期間が10年以上の方】

次の①、②について選択してください。（＊選択後の変更はできませんので、注意してください）

① CB加算年金（有期年金） ☑　② 選択一時金 ☐ → 一時金選択割合　25% ☐　50% ☐　75% ☐　100% ☐

（注）一部選択をした60歳以上の方は、残りのCB加算年金受給について以下へ記入してください。

●CB加算年金の「支給開始年齢」と「支給期間」の設定（＊下記の注意事項を参照のうえ、60歳以上の方は記入してください）

・支給開始年齢 ⇒ 直ちに受給 ☐　または　満 ☐☐ 歳到達後から受給（満70歳まで）

・支給期間 ⇒ 5年 ☐　10年 ☐　15年 ☐　20年 ☐

→ CB加算年金は資格喪失時には計算せず、指定した支給開始年齢到達時に年金額を計算します。（表紙裏面の記入例参照）

退職時に選択一時金を100%受給する場合の記入例

CB加算部分の選択【対象者：資格喪失時の年齢が55歳以上の方、または加入員期間が10年以上の方】

次の①、②について選択してください。（＊選択後の変更はできませんので、注意してください）

① CB加算年金（有期年金） ☐　② 選択一時金 ☑ → 一時金選択割合　25% ☐　50% ☐　75% ☐　100% ☑

（注）一部選択をした60歳以上の方は、残りのCB加算年金受給について以下へ記入してください。

●CB加算年金の「支給開始年齢」と「支給期間」の設定（＊下記の注意事項を参照のうえ、60歳以上の方は記入してください）

・支給開始年齢 ⇒ 直ちに受給 ☐　または　満 ☐☐ 歳到達後から受給（満70歳まで）

・支給期間 ⇒ 5年 ☐　10年 ☐　15年 ☐　20年 ☐

→ CB加算年金は資格喪失時には計算せず、指定した支給開始年齢到達時に年金額を計算します。（表紙裏面の記入例参照）

退職時に選択一時金を一部受給する場合の記入例

CB加算部分の選択【対象者：資格喪失時の年齢が55歳以上の方、または加入員期間が10年以上の方】

次の①、②について選択してください。（＊選択後の変更はできませんので、注意してください）

① CB加算年金（有期年金） ☐　② 選択一時金 ☑ → 一時金選択割合　25% ☐　50% ☑　75% ☐　100% ☐

（注）一部選択をした60歳以上の方は、残りのCB加算年金受給について以下へ記入してください。

●CB加算年金の「支給開始年齢」と「支給期間」の設定（＊下記の注意事項を参照のうえ、60歳以上の方は記入してください）

・支給開始年齢 ⇒ 直ちに受給 ☐　または　満 ☐☐ 歳到達後から受給（満70歳まで）

・支給期間 ⇒ 5年 ☐　10年 ☐　15年 ☐　20年 ☐

→ CB加算年金は資格喪失時には計算せず、指定した支給開始年齢到達時に年金額を計算します。（表紙裏面の記入例参照）

退職時の手続き完了後に、基金から「未裁定待期開始通知書」および「加入員証」を送付します。

基金に関するお問い合わせは

全国信用金庫厚生年金基金
〒104-0031　東京都中央区京橋3-8-1 信用金庫会館京橋別館
年金部　TEL.03-5159-7510　FAX.03-5159-7519（受付時間　8:50～17:20）